

令和 年 月 日

保護者 様

赤磐市立豊田小学校  
校 長 大谷 清人

## 出席停止について

お子様が、\_\_\_\_\_にかかられたと連絡を受けました。

学校保健安全法の規定により、出席停止といたします。この期間は、欠席扱いになりませんから治療に専念してください。なお、登校される際は、医師の治癒証明書を持って登校してください。

出席停止の期間は、疾病の種類に応じて、だいたいの基準が決められていますが、病状は個人差もあります。十分休養し、下の基準を参考に、医師の診断に基づいて元気になって登校するようにしてください。

### 出席停止期間の基準

- インフルエンザ 別紙様式あり。（医師の指示により治癒証明は保護者が記入。）
- 百日咳 特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで
- 麻しん（はしか） 解熱した後、3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風しん 発疹がなくなるまで
- 水痘 すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後、2日を経過するまで
- 結核 学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
- 髄膜炎菌性髄膜炎 学校医等において感染のおそれがないと認められるまで